

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク川越小仙波店

埼玉県川越市小仙波町三丁目十六番地外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 店周辺の道路は、小学校と中学校の通学区内であり、歩行者、自転車等の通行に配慮し、特に登下校時間中の商品搬入車両との交通事故防止に向けた安全対策の徹底をお願いします。

・ 営業に際して、騒音等の苦情が発生した場合には、適切な対応をお願いします。

・ 出店予定地は、中心市街地活性化区域の近くにあり、今回の出店に伴い、周辺商店街に影響が出るものと思われます。周辺商店街が実施する事業に対して参加するなど、周辺商店街（会）との共存に、御協力をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十四年七月二十四日から平成二十四年八月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター